

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成31年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

道産農畜産物輸出拡大加速化事業のうち精米及び日本酒（中華人民共和国）に係る調査研究委託業務

### (2) 業務の目的及び内容

農畜産物・農畜産加工品の輸出額125億円を目標水準に掲げる「北海道食の輸出拡大戦略～第Ⅱ期～」で重点品目に設定した4品目（米・日本酒・青果物・牛肉）のうち、精米及び日本酒について、海外消費者に日常的に消費される物流・商流を形成するため、有望な輸出先国として中華人民共和国（以下「中国」という。）を設定し、地域・ターゲットを絞り込みながら、生産者団体・商社・現地事業者等が連携して継続取引を促進する取組を行うとともに、日本食の普及状況や、政府間合意により道内における輸出関連施設の指定登録がなされた有望市場の開拓に向けた取組を行う。

### (3) 業務の内容

詳細は、説明書による。

#### ① 実行委員会の開催

事業で得るノウハウ等を関係者で共有するため、業務の遂行に当たり、ターゲット地域（北京市・上海市）ごとに実行委員会を開催するものとする。

所轄事項は、品目別にこれまでの輸出実証等の取組結果を踏まえた調査研究テーマについて、企画提案を参考にしながら、(2)の中国におけるプロモーション等の実証的な取組業務及び(3)のマーケティングリサーチ及び分析並びに多様な販売手法の検討に向けた基本的な方針を決定するとともに、中間フィードバック及び結果のレビューを行うなどの会議運営を行うものとする

実行委員会は、道が道庁内の関係部局を構成員として設置する内部委員会と、受託者が関係団体、商社、本業務の協力企業、輸出に知見のある専門家などを構成員として設置する外部委員会との合同会議方式で開催するものとし、座長は道農政部食の安全推進局食品政策課の6次産業化担当課長とする。

受託者は、事務局として、事前の連絡調整、司会進行、会議資料び会議録の作成等を行うものとする。

#### ② 中国におけるプロモーション等の実証的な取組業務

ア 訪日旅行雑誌又はKOL（キー・オピニオンリーダー）等の招へい等

日本や北海道に関心の高い層にPRするため、訪日旅行雑誌又はKOL等を招へ

いし、北海道米（酒造好適米を含む）及び北海道産日本酒の生産現場や北海道の食文化等について取材の上、WeChatなど中国国内で影響力のある媒体に記事の掲載を依頼するとともに、併せてデジタル広告を作成し、発信するものとする。

#### イ 試食・サンプル提供用米の確保・提供の調整

本委託業務において使用する北海道米について、必要の都度、各輸出事業者と中国における在庫状況や輸出日程等を確認・調整の上、現地の輸入業者から購入し、提供先に配布するものとする。

事業全体の購入数量の目安は、北京市・上海市とも、概ね各500kg・合計1トンとする。

平成30年度事業と同様に、外務省や札幌市事業との連携を想定しているが、配布先・配布数量については、各実行委員会で検討の上、決定する。

受託者は、購入の都度、「受払簿」を作成し、日時・購入先又は提供先・数量等について記録し、適正に管理するものとする。

#### ウ 高級ホテル内日本料理店が開催するDCへの協力（北京市のみ）

北京市内の高級ホテル内にある日本料理店で、9月開催予定のデスティネーションキャンペーン「北海道フェア」（仮称）に協力するものとする

なお、ホテル名及び料理店名は、委託契約締結時に開示する。

#### エ 日本料理店等を会場とする試食商談会の開催

北京市及び上海市において、北海道米及び北海道産日本酒の試食・商談会を開催するものとする。

ターゲット層である「80後・90後世代のアップーミドル層」が利用するホテルや飲食店・小売店、ECサイト、KOL等を招待の対象とする。

会場は、総合政策部国際局国際課の「ほっかいどうスマイルステーション」登録店舗又は北海道米使用店舗とするが、実施内容を含め、実行委員会で輸出拡大の効果があるか検討の上、決定する。

受託者は、事前の連絡調整、当日の運営及び随行案内、事後のフォローアップ等、全体をコーディネートして業務を行うものとする。

#### オ 中国における他の実施主体による取組との連携推進

平成30年度事業では、外務省や札幌市による取組と連携して業務を展開したのと同様、本委託業務においても、中国において他の実施主体の取組と連携することにより、精米及び日本酒の輸出拡大に向けた効果を高めるものとする。

連携する取組や協力内容については、各実行委員会で検討の上、決定する。

#### ③ マーケティングリサーチ及び分析並びに多様な販売手法の検討

上記①～②の業務等を通じて、品目ごとにマーケティングリサーチ及び分析を行うものとする。

#### ④ 成果報告会の開催

本業務を通じて得たノウハウを道内農業関係者や日本酒関係者等に伝授するため報告会を開催するものとする。

#### ⑤ 報告書の作成

上記①～④の実施結果について報告書を作成するものとする。

なお、報告書は「詳細版」及び公開を前提とした「概要版」の2種類とする。

(4) 成果品

上記(3)⑤の報告書(詳細版及び概要版)

各5部及び電子媒体(CD-R又はDVD-R):1式

(5) 履行期限(契約期間)

契約締結の日より令和2年(2020年)3月23日(月)まで

(6) 納入場所(履行場所)

9に同じ

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単体法人又は複数法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

① 企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること(ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く)。

② 原則として過去2年間に国または地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑤ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑥ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税(個人の都道府県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

イ 道税の納税義務がない場合は、本社が所在する都府県の事業税

ウ 法人税

エ 消費税及び地方消費税

⑦ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

⑧ コンソーシアムの構成員が単体法人又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

⑨ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(3) コンソーシアムにおいては(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する構成員の間に本業務の受託及び遂行に係る明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

### 3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限

令和元年(2019年)5月13日(月)正午必着

イ 提出方法

様式1「参加表明書兼資格審査申請書」及び添付資料

ウ 提出場所

9に同じ

エ 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る。)により1部を提出

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 4 説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間

公告の日から令和元年(2019年)5月21日(火)正午まで

(2) 交付場所

① 食品政策課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/yusyutu/propo\\_31rice.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/yusyutu/propo_31rice.htm)

② 直接交付を行う場所

9に同じ

### 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和元年(2019年)5月21日(火)正午必着

(2) 提出場所

9に同じ

(3) 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る)により10部を提出。

なお、提案者名は1部のみ記載し、残り9部には無記名とする

### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

## 8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

### (1) 名称

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

### (2) 所在地

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

### (3) 連絡先

電話番号 011-231-4111（内27-685 担当：齋藤、中村

FAX 011-232-7334

電子メール slow.food@pref.hokkaido.lg.jp

## 10 公募型プロポーザル方式に関する説明会

### (1) 日時

平成31年4月26日（金）16時00分から

### (2) 場所

道庁本庁舎7階 農政部第1中会議室（札幌市中央区北3条西6丁目）

### (3) 申込

出席希望者は、所定の「説明会出席届」を4月25日（木）正午までに上記9に提出

### (4) その他

説明会への参加は任意とし、応募の要件とはしない。

質問は、上記9の連絡先において、電話・FAX・電子メールにより、令和元年（2019年）5月17日（金）正午まで受付。

## 11 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、説明書による。